

アスベスト対策に関する取組一覧（※市以外の国、企業、団体等の取組も可能な範囲で取り上げ記載）

令和7年6月19日
尼崎市アスベスト対策会議
別紙3

	取組の方向性	概 要
1	新たなばく露を生じさせない取組み	アスベストの新たな利用については全面禁止されているものの、過去に利用されたアスベスト製品によるばく露の可能性が残されているため、「新たなばく露を生じさせない取組み」として解体時等の飛散防止、使用施設におけるアスベスト含有建材の適切な管理、廃棄物の適正処理などの取組みが重要である。

	取組項目	実施主体等	担当 部署等	国等の 窓口	取組項目の内容	実績（年度 市以外は斜線）			課題及び今後の取組等（基本的に市が実施主体である取組のみ記載）
						R 6	R 5	R 4	
1	アスベスト含有建材を含む建物の解体工事等に係る届出に関すること	市	環境保全課	-	アスベストを使用する建築物その他の工作物の解体・改修などを行う場合、法令等に基づく届出が必要であるため、その届出の受理及び現場への立入りをを行っている。 一方、見落としによる飛散を防ぐため、アスベスト含有建材がないと申告された解体等の現場についても同様に立入りをを行い、飛散事故の未然防止に努めている。	届出件数 313件 立入件数 711件	届出件数 350件 立入件数 630件	届出件数 327件 立入件数 889件	今後、アスベスト含有建材を含んだ建築物等の解体が増えていくと予想されている中で、市民の協力もいただきながら解体現場への立ち入り指導の取り組みを継続する。
2	建物の解体工事等に係る届出に関すること	厚生労働省	尼崎労働基準監督署	-	建築物等の解体、改造、補修工事を行う場合には、その事業者は、労働者の石綿ばく露を防ぐために、石綿障害予防規則に基づく事前調査によりアスベスト含有建材の有無を確認し、作業に従事する労働者が見やすい箇所に掲示する必要がある。また、規則に定める石綿ばく露を防ぐために様々な措置を取るよう指導している。				-
3	産業廃棄物（廃石綿等）の適正処理に関すること	市	産業廃棄物対策担当	-	事業者は、石綿等の除去工事を開始する場合には、事業所ごとに特別管理産業廃棄物管理責任者を設置する必要があることから、廃棄物処理法の報告徴収規定に基づき、報告書を提出させている。 また除去工事後は、排出された廃石綿等について、埋立処分等の適正処理を行っているかどうかについて報告書に管理票と写真等を添付させ、廃棄物の流れを確認している。	届出件数 69件	届出件数 59件	届出件数 64件	今後とも、廃石綿等の適正処理について引き続き指導監督していく。
4	建設リサイクル法の届出に関すること	市	建築指導課	-	建設リサイクル法の規定により、一定規模以上の建設工事については、分別解体と再資源化が義務づけられており、その届出の審査及び受理を行っている。（一定規模以上：解体工事は床面積80㎡以上、新築は床面積500㎡以上など）また、同届出においてアスベスト含有建材の有無を記載するよう指導している。	建築物解体工事の届出件数 572件	建築物解体工事の届出件数 553件	建築物解体工事の届出件数 548件	建設リサイクル法の規定に基づき継続実施
5	建設リサイクル法に関するパトロールの実施	市	都市整備局 ほか環境部局	-	建設リサイクル法に基づく分別解体等及び再資源化等の適正な実施の確保を目的に、全国一斉に毎年2回（6月、10月）、労働基準監督署、兵庫県、市（建築指導課、環境保全課、産業廃棄物対策担当）が合同で現地パトロールによる指導・監督を実施している。	2回	2回	2回	国、兵庫県と連携して継続実施
6	吹付けアスベスト除去等補助事業に関すること	市	建築指導課	-	解体する予定がなく使用を継続する民間建築物において、建築物に吹き付けされた建材のアスベスト含有の有無及び含有量の調査に要する費用、及び建築物に露出して吹き付けされたアスベストの除去等に要する費用の補助事業を実施している。（調査及び除去とも補助額の上限あり） 令和4年10月、令和5年10月、令和6年10月県政要望 ①事業者負担軽減によるアスベスト除去等の取組促進のため県補助制度の創設 ②現制度の条件緩和等補助制度の拡充の国への働きかけ	0件	2件 （調査1件、除去1件）	0件	国の補助事業は令和7年度まで延長中

	取組項目	実施主体等	担当 部署等	国等の 窓口	取組項目の内容	実績(年度 市以外は斜線)			課題及び今後の取組等(基本的に市 が実施主体である取組のみ記載)
						R 6	R 5	R 4	
7	アスベスト調査台帳の整備	市	建築指導課	-	建築物石綿含有建材調査マニュアル(国土交通省)において示されている整備方法等により、民間建築物に係るアスベスト調査台帳を整備している。災害発生時に建築物等の倒壊・損壊に伴い、吹付けアスベスト及びアスベスト含有吹付けロックウールが露出し飛散するおそれがあり、応急対応を速やかに実施するため、経済環境局環境保全課(大気汚染防止法所管部署)、産業廃棄物担当(産業廃棄物担当部署)、ごみ減量政策担当及び業務課(環境対策担当部署)、危機管理安全局企画管理課(防災担当部署)、消防局企画管理課(予防担当部署)に情報提供している。	○	○	○	継続実施
8	公共施設に係るアスベスト含有建材の管理	市	各施設管理者	-	平成27年12月にアスベスト対策会議幹事会で作成した「尼崎市公共施設に係るアスベスト含有建材の管理の手引き」を参考とした、公共施設におけるアスベスト含有建材の損傷や劣化によるアスベストの飛散を防ぐための適切な管理を継続的に実施する。法改正等に伴い、平成28年度は大気汚染防止法に基づく届出義務者の変更等について、令和4年3月には、同法に事前調査方法が明記されたこと等に係る手引きの改訂を行い、改めて周知を行った。	○	○	○	継続実施
9	市営住宅改修等におけるアスベストの飛散防止に関すること	市	住宅整備担当	-	市営住宅の外壁等改修工事など飛散防止対策が必要な工事については、アスベスト含有調査を事前に行い、含有が確認された場合には入居者を対象に実施する工事説明会等にて含有状況と飛散防止対策を説明した上で、アスベスト飛散防止を含む改修等の工事を行う。 令和4年度：2件 (上ノ島住宅1・2号棟外壁等改修工事、宮ノ北住宅建替事業(第3次工区解体撤去)) 令和5年度：4件 (友行坪井住宅2号棟外壁等改修工事、上食満住宅3号棟外壁等改修工事、南武庫之荘改良住宅昇降機設置工事、戸ノ内浜西改良住宅7号棟・上食満住宅3号棟昇降機設置工事) 令和6年度：3件 (西昆陽ヨウダ住宅外壁等改修工事、南武庫之荘改良住宅昇降機設置工事、戸ノ内浜西改良住宅7号棟・上食満住宅3号棟昇降機設置工事)	○	○	○	平成30年度からの新規事業 継続実施
10	アスベスト一般環境濃度の測定	市	環境保全課	-	平成17年度から、市内4か所にてアスベスト一般環境濃度の測定を定期的に実施しており、大気中のアスベストの濃度変化を継続的に把握している。目安となる基準は、大気汚染防止法に係る石綿製品工場の敷地境界基準10本/ℓとなる。	不検出～ 0.13本/ℓ	不検出～ 0.09本/ℓ	不検出～ 0.07本/ℓ	継続実施
11	災害時のばく露防止	市	危機管理安全局企画管理課	-	尼崎市地域防災計画に基づき、各局が実施する、環境整備活動での損壊した建築物の解体撤去工事における環境保全対策の指導や、住宅対策活動での被災建築物に対する応急措置や復旧に関する指導・相談を通じて、石綿の飛散防止を図る取組や市民への広報を各関係課が連携して行う。	○	○	○	災害時に備えた尼崎市地域防災計画等の継続的な見直し

	取組の方向性	概 要
2	アスベスト健康被害者への補償・救済等への支援	国等が行うアスベスト健康被害者の方への補償・救済等

	取組項目	実施主体等	担当 部署等	国等の 窓口	取組項目の内容	実績(年度 市以外は斜線)			課題及び今後の取組等（基本的に市 が実施主体である取組のみ記載）
						R 6	R 5	R 4	
1	労災補償（労働者災害補償保険制度）等に関する事	厚生労働省	尼崎労働基準監督署等	厚生労働省	「従事していた職業が原因による健康被害の場合の補償」医療費、休業補償、傷病補償、障害補償、遺族補償、葬祭料、介護補償等の給付あり。				—
2	石綿救済法（石綿による健康被害の救済に関する法律）に関する事	独立行政法人 環境再生保全機構（環境省）	（申請受付のみ）疾病対策課で実施	独立行政法人 環境再生保全機構（環境省）	石綿健康被害救済法に基づく申請に関する相談及び受付を行っている。 （参考）石綿健康被害救済法に基づく救済制度「労災補償等の対象とならない方に対するの救済給付の支給」 医療費（自己負担分）、療養手当（月10万3,870円）、葬祭料（19万9,000円）等 ※いずれも、独立行政法人環境再生保全機構が認定後支給	来所相談 25件、 申請受付 18件	来所相談 30件、 申請受付 12件	来所相談 58件、 申請受付 24件	申請受付等の継続実施
3	クボタによる「旧神崎工場周辺の石綿疾病患者並びにご家族の皆様に対する救済金」に関する事	クボタ	—	—	クボタ旧神崎工場の近隣にお住まいである方へのクボタ独自の救済金（詳細はクボタの関連ホームページ (https://www.kubota.co.jp/new/2006/s4-17.html) を参照)				—

	取組の方向性	概 要
3	アスベストばく露の可能性のある方への健康管理等	アスベストばく露の可能性がある方に対し、健康被害に至る前段階において、「健康不安の解消」に努めるとともに可能な限り「早期発見・早期治療」につなぐことを目指す。また、環境省が実施する石綿読影の精度に係る調査に取り組むことで、恒久的な健康管理制度の構築につなげる。

	取組項目	実施主体等	担当 部署等	国等の 窓口	取組項目の内容	実績（年度 市以外は斜線）			課題及び今後の取組等（基本的に市が実施主体である取組のみ記載）
						R 6	R 5	R 4	
1	（労災）石綿に関する健康管理手帳、健康診断に関すること	厚生労働省	兵庫労働局健康課	厚生労働省	石綿業務に従事するなどしていた場合、離職の際等に申請すると一定の要件のもとに健康管理手帳が交付される場合がある（定められた項目による健康診断を年2回～1回無料で受けることができる。				－
2	石綿読影の精度に係る調査に関すること（環境省委託）	市	疾病対策課	環境省	環境省からの受託事業を実施 1 肺がん検診（胸部健診）で胸部X線検査 2 保健師による石綿についての問診・保健指導 3 石綿関連疾患を念頭においた読影を実施 4 要精検者に胸部CT検査を実施 ※なお、市内から転居された方については、環境省による有所見者調査として利用が可能（環境省から直接案内）	受診者数 426人	受診者数 398人	受診者数 399人	一般環境経由のアスベストばく露者に対する恒久的な健康管理制度の創設が必要で、その制度は対象者及び自治体に財政負担のない制度が必要。専門性を高めた相談窓口体制の構築と継続的な読影体制の構築に向けた取り組みが必要。
3	石綿ばく露リスク調査に係る胸部CT検査費用助成の実施	市	疾病対策課	－	令和2年度から国からの委託事業として実施している石綿読影の精度に係る調査事業の新規受診者、または、これまで当事業に参加された方で胸部CT検査の画像データを保健所で管理していない方を対象に石綿ばく露関連疾患の早期発見、健康に係る不安解消や健康管理の向上のため、一次読影において胸部CT検査不要と判断された方が、胸部CT検査を希望し受診した場合にその費用を助成する。	助成件数 31件	助成件数 36件		
4	石綿に関する健康相談の実施（調査事業によらないもの）	市	疾病対策課	－	環境省委託の調査事業（上記3－2、3－3）によらない一般の石綿関連の健康相談及び相談員のスキルアップ研修などの実施	相談 37件	相談 59件	相談 71件	継続実施
5	市職員等に対する石綿健康診断の実施	市	給与課、教育委員会、公営企業局	－	現在の職務、過去の職務歴等及び震災時等で石綿の間接曝露の可能性のある職員を対象に、定期健康診断に併せて石綿健康診断の実施	371人	－	－	継続実施

	取組の方向性	概 要
4	啓発、次世代への伝承	クボタショックから20年が経過する中で、問題を風化させることなく次世代への伝承を含め継続的な啓発が必要

	取組項目	実施主体等	担当 部署等	国等の 窓口	取組項目の内容	実績(年度 市以外は斜線)			課題及び今後の取組等（基本的に市 が実施主体である取組のみ記載）
						R 6	R 5	R 4	
1	市ホームページを利用した広報・啓発等	市	疾病対策課 (取りまとめ)	-	市ホームページによるアスベスト関連施策全般についての広報、啓発活動の実施	○	○	○	現行ホームページの充実
2	小中学校におけるアスベスト問題の学習機会の確保	市	教育委員会	-	市内小中学校において、「アスベスト健康被害等」についての学習機会がある。	小 22 中 11	小 12 中 14	小 11 中 12	継続実施
3	アスベスト尼崎集会	その他	患者家族の 会等	-	「アスベスト被害の救済と根絶」を目指し、広く一般の方に周知していただくことを目的とした患者団体等による集会活動	/	/	/	-
4	アスベスト関係講座の実施	市	環境保全課 教育委員会 疾病対策課 等	-	公民館講座や「身近なアスベスト」についての市政出前講座などを活用し、アスベストについての知識を市民の中へ広めていく。 (令和4年1月 阪神医生協きらめきセンターにて出前講座を実施) (令和6年1月 市内事業所にて出前講座を実施(参加者40人))	-	R6. 1. 26	-	継続実施
5	医系実習生(保健所での実習生)に対するアスベスト関連の説明	市	疾病対策課	-	保健所に実習に来る医系学生に対し、アスベストについての説明や健康被害について講義を行うことで、理解を深めてもらう一助とする。	7	6	-	継続実施
6	市職員等に対するアスベスト関連研修の実施	市	人材育成担当 疾病対策課	-	アスベストに関連する所管課を中心に、石綿関連医師による石綿関連疾患等についての講座を行い、理解を深める一助とすべく29年度からの新たな取組。 なお、平成30年度から新規採用職員を対象に、疾病対策課職員が講師となり、アスベストの特徴や人体への影響などの基礎知識をはじめ、アスベスト対策の経緯や本市の取組などの研修を実施。	R6. 4. 3	R5. 4. 12	R4. 4. 13	継続実施
7	アスベスト写真展	市	疾病対策課	-	患者会の協力のもと市内の生涯学習プラザにて写真展を実施する	6地区12生涯学習プラザ・保健所にて実施	6地区12生涯学習プラザにて実施	小田南生涯学習プラザにて実施	令和4年から実施

	取組の方向性	概 要
5	関係機関への働きかけやネットワークづくり	アスベスト問題はハード部門・ソフト部門など様々な部署が関係することから情報の共有化、庁内ネットワーク化を継続する。さらにこれまでに以上に関係自治体間のネットワーク化による連携等を進める中で、国等の関係機関への働きかけや事業実施の円滑化を目指す。

	取組項目	実施主体等	担当 部署等	国等の 窓口	取組項目の内容	実績(年度 市以外は斜線)			課題及び今後の取組等（基本的に市 が実施主体である取組のみ記載）
						R 6	R 5	R 4	
1	国等への働きかけ	市	疾病対策課 ほか	-	関係市による共同要望あるいは本市独自で国への要望を実施 H28. 6月 本市単独で「石綿による健康被害救済制度等の更なる 充実について」の緊急要望を実施 H28. 8月 近畿都市国民健康保険者協議会による「石綿健康被害 に係る医療費の全額負担について」の要望を実施 H29. 3月 尼崎市を含む5市共同による「石綿ばく露者の健康管理 について」の要望を実施 平成29年度市長会要望（春・秋）及び近畿都市国民健康保険者 協議会第71回総会に「石綿健康被害に係る医療費の全額負担につ いて」の要望案を提出（ただし、要望には至っていない。） H30. 3月 新たにさいたま市も参画し、尼崎市を含む6市合同に よる「石綿ばく露者の健康管理について」の要望を実施） H31. 3月 大阪市などとも連携し、尼崎市を含む11市合同による 「石綿ばく露の可能性のある者への健康管理制度の構築等につい ての要望」を実施 R1. 7月 大阪、兵庫の21府県市町合同による「新たな健康管 理対策事業の制度設計に当たっての要望」を実施 R1. 11月 本市単独で「恒久的な健康管理制度の構築及び健康被 害救済制度のさらなる充実についての要望」を実施 R3. 10月 県政要望 国への要望の際、関係自治体一体の働き かけのため、県によるネットワーク化、連携の強化 R4. 3月 堺市などと連携し、読影精度調査における制度の改 正等の要望を実施 R4. 10月 県政要望 国への要望の際、関係自治体一体の働き かけのため、県によるネットワーク化、連携の強化 R4. 10月 本市単独で「石綿による健康被害救済制度等の更な る充実について」の緊急要望を実施 R5. 10月 県政要望 国への要望の際、恒久的な健康管理制度 の構築、救済制度の充実 R6. 8月 本市単独で「石綿ばく露者に対する恒久的な健康管 理制度の構築等及び石綿による健康被害救済制度のさらなる充実 に関する要望」を実施 R6. 10月 県政要望 国への要望の際、恒久的な健康管理制度 の構築、救済制度の充実	本市単独 にて「石 綿ばく露 者に対す る恒久的 な健康管 理制度の 構築等及 び石綿に よる健康 被害救済 制度のさ らなる充 実に関す る要望」	-	本市単独 にて救済 制度の更 なる充実 の緊急要 望	読影精度調査参加自治体との情報交 換と連携 救済法の将来的改正を見据えて、さ らなる充実を要望
2	市アスベスト対策会議	市	疾病対策課 ほか	-	アスベスト問題に関する市行政内の情報の共有、庁内ネット ワーク	開催回数 1回	-	開催回数 1回	継続実施
3	アスベスト対策関連自治体の ネットワーク	市	疾病対策課	-	アスベスト健康被害を抱える自治体のネットワーク化を目指す べく平成28年度からの新たな取組 （兵庫県と連携を図り、県内試行調査実施自治体（兵庫県、西宮 市、芦屋市、加古川市、神戸市及び本市、新たに宝塚市が参画）で 連絡会議を設置） （H29. 4月に堺市と環境、建築、健康部門における意見交換の実 施） （H30. 1月にさいたま市と健康部門における意見交換の実施）	-	-	-	継続実施

	取組の方向性	概 要
6	調査研究	環境省が実施する石綿読影の精度に係る調査に取り組むことで、恒久的な健康管理制度の構築につなげる（再掲）。また、石綿による健康影響（中皮腫）の実態を明らかにするため、継続して状況調査を行う。

	取組項目	実施主体等	担当 部署等	国等の 窓口	取組項目の内容	実績（年度 市以外は斜線）			課題及び今後の取組等（基本的に市 が実施主体である取組のみ記載）
						R 6	R 5	R 4	
1	（再掲）石綿読影の精度に係る調査に関すること（環境省委託）	市	疾病対策課	環境省	上記３－２と同じ	受診者数 426人	受診者数 398人	受診者数 399人	
2	石綿による健康影響（中皮腫）に係る調査（3年に1回）	市	疾病対策課	-	死亡届の死亡原因の欄に「中皮腫」の記載がある方の遺族を対象として、居住歴、職業歴、通学・通勤歴などを聴き取り一般環境経由のアスベストばく露による被害の実態把握の一助としている調査	対象者の 取りまとめ	調査に向けた対象者の抽出	-	本年度は、対象者情報の入手を実施
3	尼崎市における石綿（アスベスト）による健康影響（中皮腫）に係るコホート内症例対照研究	大阪大学	大阪大学石綿健康影響研究班	-	大阪大学による疫学調査。中皮腫死亡小票調査結果とその対照（中皮腫死亡者と同姓、同年齢）を抽出し居住歴に基づいて環境経由の石綿ばく露状況を比較し、中皮腫の起こりやすさを推定する研究				
4	尼崎市における石綿（アスベスト）による健康影響（中皮腫）に係るコホート内症例対照研究に関するセミナーの実施	市	大阪大学石綿健康影響研究班	-	令和5年7月に大阪大学大学院医学系研究科祖父江教授を代表とする「アスベストに関する疫学調査」研究成果が論文として公表されたことを受け、論文内容を広く市民に周知し、アスベスト被害に対する理解を深めてもらうためR6年3月16日開催		参加者数 108人		